

## さいたま市訪問入浴サービス事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、家庭において入浴することが困難な重度身体障害者（児）に対し、移動浴槽車を派遣して、定期的に行う入浴サービス（以下「訪問入浴サービス」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (利用対象者)

第2条 訪問入浴サービスを利用できる者は、入浴を希望し、かつ、家庭において入浴が困難な者で、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で1級又は2級の障害を有していること。
- (2) 市内に住所を有していること。
- (3) 社会福祉施設に入所していないこと。
- (4) 病院等に入院していないこと。

### (利用回数)

第3条 訪問入浴サービスの利用回数は、1年度72回以内とし、1月の利用回数は8回を限度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度の途中に第6条の規定による申請を行った場合は、1年度の利用回数は、申請の日の属する月以後の当該年度の月数に6を乗じて得た回数以内とする。

### (サービス内容)

第4条 入浴サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、洗髪等
- (2) 血圧、脈拍、体温測定等健康管理
- (3) 健康相談及び助言指導
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な処置

### (利用時間)

第5条 訪問入浴サービスの利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(申請)

第6条 訪問入浴サービスを利用しようとする者は、訪問入浴サービス利用申請書(様式第1号)に訪問入浴サービス総合健康診断書(様式第2号)を添えて、市長に申請しなければならない。

(決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、訪問入浴サービスの利用の可否を決定し、訪問入浴サービス決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(利用許可の取消し等)

第8条 市長は、前条の訪問入浴サービスの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用許可を取り消すことができる。

- (1) 病気その他健康上の理由により、入浴が困難と認められるとき。
- (2) 第2条に掲げる要件を備えなくなったとき。
- (3) 偽り又は不正の手段により利用していることが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により訪問入浴サービスの利用許可を取り消したときは、訪問入浴サービス利用取消通知書(様式第4号)により利用者に通知するものとする。

(利用者の負担額)

第9条 利用者は、別表に規定する負担額を利用した訪問入浴サービス事業者(以下「事業者」という。)に支払うものとする。市長は、利用者負担額を毎年度の4月1日に更新し、訪問入浴サービス利用者負担額決定通知書(様式第5号)により利用者に通知するものとする。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、訪問入浴サービスを利用するときは次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 医師と相談し、健康管理に気を付けること。
- (2) 健康状態により支障があると認められるときは、入浴を中止すること。
- (3) 入浴する際には、必ず介護者を立ち合わせるとともに、介護に当たらせること。
- (4) 病気その他の理由により訪問入浴サービスを利用できなくなったときは、入浴

指定日の前日までに、その旨を事業者に届け出ること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

(費用の助成)

第11条 市長は、次の各号による訪問入浴サービスの実施に要する費用から、第9条に規定する利用者の負担額を減じた額を助成するものとする。

(1) 訪問入浴サービス 9, 100円 (1回あたり)

(2) 部分浴及び清拭 6, 400円 (1回あたり)

(登録の資格)

第12条 訪問入浴サービス業務を行うことができる事業者は、介護保険の登録を受けたものとする。

(登録の申請)

第13条 前条の規定による登録を受けようとする事業者は、訪問入浴サービス事業者登録申請書(様式第6号)により市長に申請するものとする。

(登録の通知等)

第14条 市長は、前条の規定による登録の申請があったときは、その内容を審査し、登録するか否かを決定し、その旨を訪問入浴サービス事業者決定・却下通知書(様式第7号)により事業申請者に通知するものとする。

(登録の取消し)

第15条 事業者は、登録の取消しを受けようとするときは、訪問入浴サービス事業者登録辞退届(様式第8号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申出があった場合のほか、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取消することができる。

(1) 第12条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 不正行為があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が事業者として不相当と認めるとき。

(登録事項の変更)

第16条 事業者は、訪問入浴サービス事業者登録申請書の記載事項に変更が生じたときは、訪問入浴サービス事業者登録事項変更届(様式第9号)により、速やかにその旨を市長に届けなければならない。

(事業者の遵守事項)

第17条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業者ごとに従事者の勤務体制を定めておかなければならない。

2 事業者は、サービス提供時に事故等が発生した場合は、市長及び家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、利用者の利用実績について、帳簿等必要な書類を備え付けなければならない。

4 事業者は、その事業の提供により知り得た個人の情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、利用者又は家族等の承諾があった場合は、この限りでない。

(費用の請求)

第18条 事業者は、訪問入浴サービスに係る費用を請求しようとするときは、訪問入浴サービスを実施した日の属する月ごとに集計し、翌月10日までに、訪問入浴サービスの実施状況及び利用者の健康状態の報告書を添付して、市長に請求するものとする。

(費用の支払)

第19条 市長は、前条の規定による費用の請求があったときは、その内容を照合して支払の額を確定し、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日の前日までに、訪問入浴サービスの委託を受けている事業者については、この要綱の相当規定により登録したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

別表（第9条関係）

訪問入浴1回あたりの利用者負担額

世帯区分	世帯の収入状況	利用者負担額
生活保護	生活保護受給世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で本人収入80万円以下の方	100円
低所得2	市町村民税非課税世帯	200円
一般1	市町村民税課税世帯で市民税所得割16万円未満（利用者が18歳未満の場合は28万円未満）	400円
一般2	上記以外	400円

- 備考 1 世帯区分および世帯の収入状況は障害福祉サービスに準ずる。
- 2 当分の間、軽減措置として、低所得1・低所得2の利用者負担額は0円、一般1についての利用者負担額は200円とする。

様式第1号（第6条関係）

訪問入浴サービス利用申請書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

住 所

申請者 氏 名

㊟

電話番号

訪問入浴サービスの利用を希望するので、申請します。なお、利用者負担額の決定にあたり、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

利用者	住 所			
	氏 名			
	個人番号			
	生年月日	年	月	日
	身体障害者 手帳の有無	有	第	号 級
	障 害 名			
介護者	氏 名		続 柄	
※ 世 帯 員	氏 名	続 柄	個 人 番 号	
障害福祉サービスの利用		有 ・ 無		
利用事業者				
自宅付近の略図			対象者の居住部屋の見取図	

注

様式第2号（第6条関係）

訪問入浴サービス健康診断書

住 所  
氏 名  
生 年 月 日                      年    月    日生

1 病 名

2 血 圧                      最高値                      最低値

3 伝染性疾患の有無

・ワッセルマン反応                      （－、＋－、＋、＋＋）  
・H B S 抗原                                      （－、＋）  
・M R S A （鼻粘膜）                      （－、＋）  
・疥癬    （－、＋）  
・その他                                      [                                      ]

4 尿 検 査                      ・糖                                      （－、＋－、＋、＋＋）

5 既 往 症

6 内 服 薬

7 特 記 事 項

8 所 見                      現時点において在宅福祉事業実施にあたり  
                                    ・1時間程度の移動に支障（ある・ない）と認める。  
                                    ・入浴に支障（ある・ない）と認める。

上記のとおり証明します。

年    月    日

医療機関名

医師の氏名





様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長



訪問入浴サービス決定通知書

訪問入浴サービスの利用について、次のように決定したので通知します。

決定区分	1 実施する                      2 実施しない
実施しない 場合の理由	
利用回数	回以内 年度（ 月～ 月）
利用者負担額 （1回当たり）	円（1回当たり）
利用事業者	
備 考	1か月の利用回数は8回が限度です。
<p>（遵守事項）</p> <p>訪問入浴サービスを利用するときは、次の事項を守ってください。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 この通知書を利用事業者に提示すること。</li><li>2 医師と相談し、健康管理に気をつけること。</li><li>3 健康状態により入浴に支障があると思われるときは、入浴を中止すること。</li><li>4 入浴する際は、必ず介護者が立ち会うとともに、介護に当たること。</li><li>5 病気その他健康上の理由により、訪問入浴サービスを利用できなくなったときは、入浴指定日の前日までに、その旨を連絡すること。</li></ol>	

様式第4号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長



訪問入浴サービス決定取消通知書

次のとおり、訪問入浴サービスの利用決定を取り消したので通知します。

利用者住所	
利用者氏名	
取消年月日	年 月 日
備 考	

様式第 5 号（第 9 条関係）

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長



訪問入浴サービス利用者負担額決定通知書

このことについて、下記のとおりとなりましたので通知します。

記

1 利用者負担額 円（1 回当たり）

\*利用者負担額は訪問入浴サービスご利用の際、事業者にお支払いください。  
\*上記手数料は、規定回数内（月 8 回を限度とし、年間 7 2 回）の利用時に係るものであり、規定回数以上の利用時には全額自己負担（金額は事業所によって異なります）となりますので、ご注意ください。

2 認定期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日

様式第6号（第13条関係）

訪問入浴サービス事業者登録申請書

年 月 日

(あて先)さいたま市長

住所又は所在地  
 事業者 法人名又は事業者名  
 代表者名  
 電話番号



訪問入浴サービス事業者として登録したいので、次のとおり申請します。

事業者名						
事業者住所						
業務地域	1 市内全域 2 一部地域 ( )					
業務日						
振込先口座			銀行 信用金庫 農協	1 普通	口座番号	
			支店	2 当座		
	フリガナ					
	口座名義人					
備考						

添付書類 介護保険の登録書（写）

様式第7号（第14条関係）

訪問入浴サービス事業者決定・却下通知書

年 月 日

様

さいたま市長



次のとおり決定したので通知します。

決定区分	登録・却下
事業者名称	
事業者住所	
業務地域	1 市内全域 2 一部地域（ ）
却下理由	

様式第8号（第15条関係）

訪問入浴サービス事業者登録辞退届

年 月 日

（あて先）さいたま市長

住所又は所在地  
事業者 法人名又は事業者名  
代表者名  
電話番号

印

印

次の理由により、訪問入浴サービスを辞退します。

理 由	
辞 退 年月日	年 月 日

様式第9号（第16条関係）

訪問入浴サービス事業者登録事項変更届

年 月 日

（あて先）さいたま市長

住所又は所在地  
事業者 法人名又は事業者名  
代表者名  
電話番号

印

印

訪問入浴サービス事業者登録事項に変更が生じたので、次のとおり届けます。

変更事項	変更前	変更後
事業者名称		
事業者住所		
業務地域		
業務日		
その他		

添付書類 変更内容が確認できる書類（写）

○さいたま市地域生活支援事業実施要綱

平成18年9月29日

告示第897号

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業内容)

第2条 市は、地域生活支援事業の実施について（平成18年障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙1 地域生活支援事業実施要綱による地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 相談支援事業
- (2) コミュニケーション支援事業
- (3) 日常生活用具給付等事業
- (4) 移動支援事業
- (5) 地域活動支援センター機能強化事業
- (6) その他の事業

(事業の連携等)

第3条 市は、他の市町村等と連携し、事業を広域的に実施することができる。

2 市は、事業の全部又は一部を他の団体等に委託して実施することができる。

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

(更生訓練費支給要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) さいたま市更生訓練費支給要綱（平成13年さいたま市告示第38号）
- (2) さいたま市施設入所者就職支度金支給要綱（平成13年さいたま市告示第39号）



- (3) さいたま市重度障害児者日常生活用具給付等実施要綱（平成13年さいたま市告示第40号）
- (4) さいたま市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱（平成13年さいたま市告示第49号）
- (5) さいたま市身体障害者自動車改造費補助金交付要綱（平成13年さいたま市告示第50号）
- (6) さいたま市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成13年さいたま市告示第70号）